

第六十四回国会参議院内閣委員会會議録第三号

昭和四十五年十二月九日(水曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

十二月九日

辞任

上田 稔君

補欠選任

山本茂一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

西村 尚治君

石原幹市郎君

八田 一朝君

足鹿 覺君

上田 哲君

佐藤 隆君

玉置 猛夫君

長屋 茂君

安田 隆明君

矢山 有作君

中尾 辰義君

峯山 昭範君

岩間 正男君

國務大臣

法務大臣 小林 武治君

外務大臣 愛知 揆一君

建設大臣 根本龍太郎君

政府委員

法務省入国管理局長 吉田 健三君

事務局側

常任委員会専門員 相原 桂次君

説明員

法務省矯正局長 羽山 忠弘君

本日の会議に付した案件

○外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。愛知外務大臣。

○國務大臣(愛知揆一君) ただいま議題となり、した外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

外務省設置法の一部改正につきましては、まず、本省に關しましては、大臣官房に置かれておられます国際資料部の名称を、その実態にあわせて「調査部」と改めるとともに、その所掌事務につきましても、各局の所掌事務にまたがるような総合的な外交政策の企画立案機能の一その強化拡充をはかるため、調査部がこれを行なうことを明文化するものであります。

また、在外公館に關しましては、ブラジルの首都移転に伴う在ブラジル日本国大使館の所在地名の変更と、在リオ・デ・ジャネイロ総領事館の設置、昭和四十三年九月に独立したスワジランドへの兼轄大使館の新設、昨年五月のわが国の軍縮委

員会加入に伴う軍縮委員会日本政府代表部の設置及び在レンギングラード総領事館の設置を規定したものであります。

次に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部改正につきましては、以上に述べました新設四公館に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定めるとともに、公館所在地の変更等、勤務、生活条件の著しい変動に対応するため、在ブラジル日本国大使館の在勤基本手当の額並びに在インドネシア、パキスタンの各日本国大使館及び在ジャカルタ日本国総領事館の住居手当の限度額をそれぞれ改正するものであります。

何とぞ、本案につきましても慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(西村尚治君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(西村尚治君) 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。根本建設大臣。

○國務大臣(根本龍太郎君) ただいま議題となり、した建設省設置法の一部を改正する法律案につきましても、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

第一に、地方建設局における国土計画及び地方計画に關する調査、土木工事に關する技術及び管理の改善に關する事務等の増大並びにその内容の複雑化に対処するため、昨年、関東、中部、近畿及び九州の各地方建設局において企画室を部制に改組し、組織の強化をはかつてまいりましたが、残余の地方建設局における業務量の増大等に対処するとともに、組織の統一ある整備をはかるため、東北、北陸、中国及び四国の各地方建設局について企画室を部制に改組することといたしております。

第二に、地方建設局における直轄事業の事業量の増大に伴う用地関係事務の増加に対処するため、昭和三十六年度以降、関東地方建設局等六地方建設局に順次用地部を設け、事業の円滑な実施をはかつてまいりましたが、北陸地方建設局及び四国地方建設局所管の直轄事業に伴う用地関係事務の増大にかんがみ、両地方建設局に用地部を設けることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(西村尚治君) 本案の審査は後刻に譲りたいと存じます。

○委員長(西村尚治君) 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。小林法務大臣。

○國務大臣(小林武治君) 法務省設置法の一部を改正する法律案につきましても、その趣旨を御説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、矯正施設の移転並びに廃止及び設置についてであります。現在、東京都豊島区にある東京拘置所は、首都圏整備計画の一環として他地区へ移転させる必要があるため、これを東京都葛飾区の小菅刑務所の所在地へ移すこととし、これに伴い、小菅刑務所を廃止し、栃木県那須郡黒羽町に黒羽刑務所を設置しようとするものであります。同所の施設が完成いたしますと宇都宮刑務所の施設が不要となりますので、これを廃止することとし、また、いわゆる精神障害受刑者に対する処遇の充実をはかるため、岡崎市に岡崎医療刑務所を設置しようとするものであります。

改正点の第二は、岩手県古市市はか四方所に入国管理事務所の出張所を置くこととするものであります。

ます。近時、宮古港、鹿島港、木更津港、田子の浦港及び衣浦港におきましては、出入国船舶の数が増加してまいりましたので、これらの港における出入国管理事務を一そう適切に行なうため、宮古市、茨城県鹿島郡神栖町、千葉県君津郡君津町、富士市及び半田市の三市、二町にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設けようとするものであります。

最後に、伊丹空港の整備拡張に伴い、大阪入国管理事務所伊丹空港出張所の位置を伊丹市から豊中市に改めようとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(西村尚治君) それでは、御質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢山有作君 それでは、法務省設置法の一部改正案提案の機会に、現在非常に問題になっております韓国籍から朝鮮籍への書きかえの問題について若干お伺いしたいと思います。この問題で、いま、地方公共団体と国との間に非常に対立関係が激化してあるようですから、特別にこの問題を取り上げて政府の所見を伺いたいと思っております。まず最初に、現在外国人の登録について、最近の統計で韓国と朝鮮との登録人員はどのようになつておりますか。

○政府委員(吉田健三君) 一番最近の数字で、韓国籍に登録してあるのは約三十二万余、朝鮮籍の登録が二十九万でございます。

○矢山有作君 外国人登録法の規定に従って韓国から朝鮮へ、それから朝鮮から韓国へという変更ないし訂正措置がどうなつておるか、その動きを承知したいわけです。ついては、四十年に政府の統一見解が示されましたが、それから後の動きについて御説明をいただきたい。

○政府委員(吉田健三君) 韓国籍から朝鮮籍のほうへの動きでございますか。

○矢山有作君 両方ね。

○政府委員(吉田健三君) 両方でございますか。

○矢山有作君 韓国から朝鮮籍へ移つたもの、朝鮮籍から韓国籍へ移つたもの。

○政府委員(吉田健三君) 韓国籍から朝鮮籍へ移つたものは、昭和四十年から四十五年まで百三十名でございます。それから昭和四十五年から最近まで二千三百六十六名でございます。それから朝鮮籍から韓国籍に移つたものは、昭和四十年約七万五千ぐらいだつたと思つていますが、この数字はいま手元に資料を持ちませんが、至急調べまして、後刻確認したいと存じます。

○矢山有作君 四十五年の当初から最近時まで、韓国籍から朝鮮籍へ移つたのが二千三百六十六人です。そういう御説明でしたね。そうすると、それに対応する数字としてお教えいただきたいわけですから、だから、今度は逆に、四十年から四十五年までの間に、朝鮮籍から韓国籍へ移つたもの、同じように、四十五年から最近時まで朝鮮籍から韓国籍へ移つたもの、それぞれの数字をお知らせください。

○政府委員(吉田健三君) 後刻正確な数字を資料にして先生のところへ、お手元に届けたいと思つております。

○矢山有作君 概略の数字はちよつとわからぬですね。

○政府委員(吉田健三君) 特に問題のあるとき以外は、個々の統計を詳細にとつておりません。で、ただいま概略もちよつと見当がつきません。

○矢山有作君 それでは次に、八月に田川市が市内の朝鮮人の国籍を、韓国籍から朝鮮籍へ書きかえて以来、その訂正命令を出されたり、あるいは職務執行命令も出されたり、いろいろやられたようですが、その経過と現在の状況、どうなつておるか御説明が願いたい。

○政府委員(吉田健三君) 田川市が最初に十四名の韓国籍の人を朝鮮籍に書きかえたという申請を受けて、市長限りで訂正されたという事件が起きましたから、山形県、長野県、それから北海道等に類似の事案が発生し、その他神奈川県、各地方のほうで若干の市——現在までのところ三十四

市六町村、約三千余り、この外人登録を委任してやつてもらつておる市町村がございますが、その中で三十四市六町村で、市町村長限りで訂正されたという事案が発生したわけでございます。そのうち、正式にその訂正の事由、資料を整えて法務省のほうに報告があつたものはまだその一部でございます。ただ、現在までに得ました情報を総合いたしますと、市町村長に、それ以外に訂正を希望して、市町村長がそれを法務省のほうに法令に従つて経伺してきておる分が約七千四百名ぐらいでございます。

○矢山有作君 あれですね、市町村限りでやつておるものが三十四市六町村で、数字が示されなかつたのですが、その市町村限りでやつておる三十四市六町村の窓口で、どのぐらい受け付けて、そのうちで報告のあつたものが何件なのかということばかりですね。

それからもう一つ、一応法務省にちゃんと伺いを立ててやつておるもの、それで申請のあつたものと、それからそれを認められたものと、そうした少しこまかいところへ立ち入つて教えてもらいたいのですが。

○政府委員(吉田健三君) 法務省のほうに申請がありました分は、先ほど言いました七千四百七十六名のうち、現在までに理由ありとして許可になつたものは二千三百六十六名でございます。それ以外のものの中でまだ懸案になつておるものもございまして、先ほど言いました三十四市六町村の総人数は、現在のところ正確な報告が、先ほど申しましたようにまだ到着いたしておりませんが、確認できない点がございまして、約千二百名ぐらいと推定いたしております。

○矢山有作君 この千二百名というのは訂正をしたというところで報告のあつた分です。窓口で申請を受け付けただけじゃありませんか。

○政府委員(吉田健三君) 窓口で申請を受けたものをそのままその市町村では書きかえておられるわけでありまして、申請数と訂正された数は一致しておるものと思つております。

○矢山有作君 ああそりだ、そりだ、こちらの誤解です。

次にお尋ねしたいのは、田川市長が八月にとつた措置に対して法務省がいろいろ訂正命令を出されたり、それから最近では自治法百四十六条による職務執行命令を出されたわけですか、そういうことをやつてこられたわけですね、その経過と現状はどうなつておるんですか。さらに今後の方針。

○政府委員(吉田健三君) 田川市が一方的に法令に違反して書きかえをやりましてから、法務省といたしましては、国の委任事務を、その規定に反して措置がとられたので、再訂正をするように福岡県知事を通じて田川市長に指示をしたわけでございます。福岡県知事に対しては、法務省といたしましては、地方自治法による法令に従つて措置をとつたわけであり、これに基づいて福岡県知事は、田川市長に対して果敢、訂正方説得にとめられた次第でございますが、結果的には遺憾ながら田川市長はこれを承服されなかつたということになりましたので、福岡県知事は、同じく地方自治法百四十六条に基づきまして職務執行命令を発し、一定期間内にこれを訂正するように田川市長に命令した次第でございます。しかしなお、田川市長はその職務執行命令を承服されないという事態になり、現在に至つておるわけでございます。

○矢山有作君 現状はわかりました。そういう状況の中で、今後の法務省の方針はどうですか。

○政府委員(吉田健三君) 法務省といたしましては、法令違反が行なわれておりますので、地方自治法百四十六条による福岡県知事が当事者となる訴訟を提起し、これによつて再訂正方を裁判所に指示してもらつてもうございまして。

○矢山有作君 韓国への書きかえは、先ほど御説明明いたしたもので見ると、どんどん進められておるようですね。たとえば、先ほど四十年から四十五年の間に朝鮮籍から韓国籍への書きかえが、数字ははつきりしないが約七万五千名とおつしやつておられましたから、かなりこれは進んで

の提示もしくは国籍の表示をする書類を示されたとき、窓口はそれを反映してその国籍を登録簿に書き込んである、こういうことをごさいます。窓口であるのは日本政府が、あなたは韓国籍をとりなさい、あなたは朝鮮籍をとりなさい、もしくはあなたは朝鮮籍をとってはいけないということを書いたことは一度もないわけでごさいます。

○矢山有作君 その御説明はきわめてもつともらしく聞こえるんですよ。しかしながら、在日朝鮮人の戦前から敗戦後のずつと経過を見たら、あなたそういうふうな御説明なさってあるけれども、やはりその説明に何と何と、一まつ不安をお感じになりませんか。それはあなたのおっしゃる通りに、本人の意思で自発的に終戦後朝鮮籍を持つておいた者が、駐日韓国の代表部で国民登録証をもらって、そうして書きかえたらばかりだと、こういうふうにあなたの話の聞いていると受け取れるのですが、ところが事実の経過というのは、すべてそれで断定できないものを含んでいるから問題になったのではないですか。私がいまさら時日の経過を申し上げるまでもないと思うのですが、御承知のように、一九四七年の五月の二日に外国人登録令が出ましたね。これでそれまで日本人とされておいた在日朝鮮人が韓国人として取り扱われるようになったのです。そのとき交付された外国人登録証明書の国籍記載欄には一律に朝鮮とされたわけですね。これは事実だと思えます。それから次の段階で、朝鮮戦争前の一九五〇年の二月の二十三日、駐日韓国代表部とGHQの主張で、日本政府が、本人の希望があれば、朝鮮または大韓民国の記載変更を認めるといふ法務総裁談話を発表されたんですよ。つまり朝鮮と韓国との二種類の記入を認められたわけですね。ところが実際にはこのころから私も承知してあるところでは、いわゆる朝鮮籍から韓国籍への書きかえは認められなくても、その逆の場合は認めぬという窓口の指導が行なわれておいた、こういうふうな私どもは事実をもって承知してきておいたわけですよ。

よ。それから、さらに進んでこの日本政府のやり方がはつきりした形をとったのは、日韓交渉がかなり進んだ時点、一九六三年の十二月の六日に出された通達、法務省管登合第七〇三号、そうして、第七〇三号、これには「理由の如何を問わず、原票等の国籍欄を「韓国」から「朝鮮」に書換えることは、原則として認めない。ただし、特別な事情によりこれを認めるべきである」と思料されるものについては、市町村長は、都道府県を経由し、事前に法務省に経何すること、こういうふうになっていきます。つまり窓口の判断で書きかえは一切まかりならぬということにしたわけですよ。この七〇三号の通達で、しかもこの段階ではまだ朝鮮も韓国もどちらも用語である、あるいは符号であるという見解をとっておいたわけですよ。そういう経過を踏まえておいたわけですよ。そうすると、在日朝鮮人が最初一九四七年当時、国籍欄は朝鮮籍になっておいた。ところがその後、駐日韓国代表部なりGHQのいろいろな工作というか、私は工作と言いたいと思うのですが、工作があったと思うのです。それで日本政府は、その朝鮮から韓国への書きかえに協力したわけですよ。現実の問題として、私はそのときからいろいろの問題が起こつておると思うわけです。しかも一方で朝鮮と書こうと韓国と書こうと、いづれにしても符号だ、符号だと言っている。在日朝鮮人にすれば、これは国籍じゃない、符号なんだ、単なる符号なんだということが一つある。そこへ持ってきて、もう一つは、あの朝鮮動乱の直前からその後の朝鮮動乱にかけての時期です。これは私はかなり朝鮮から韓国へかえさせるためのいろいろのことが行なわれたという事は、最近の訂正を申請してくる理由の中にもいろいろあらわれているところですよ。そういうふうな経過をたどっているわけですよ。そういう、日韓条約調印後の一九六五年十月二十六日に政府統一見解が出たんですよ。そういう経過をたどつて、このときに急にあなたのは、政府のは、政府のほうはどういうことを言ひ出したかという、韓

国は国籍だ、しかし、朝鮮は用語にしかすぎぬ、こういうことを言ひ出したわけですよ。いままでは韓国も朝鮮も用語なんだ。きわめて、何と、何と、どっちでもいいんだという印象を与えるようなそういう扱い方をしている、しかもその裏で朝鮮から韓国に切りかえることについては、韓国代表部の要請を受け入れて日本政府はかなり前向きに協力しておいた。そういう経過を踏まえておいて、今度は突如として韓国は国籍だとか、朝鮮は用語なんだ、こういうふうな見解をとつてくる。そういう事実経過を考えた場合に、私はあなたのおっしゃる通りに、本人の自発的な意思でいわれる国民登録証を提出したから、それによつて朝鮮籍から韓国籍に切りかえたんだ。だからそれを訂正することについては云々、なかなかむずかしいことをおっしゃる。そういうことが言えるんですかね。私はそういう事実経過を踏まえて在日朝鮮人の問題は考えなければいけないと思うんですよ。どうなんでしょうね。

○政府委員(吉田健三君) 事実経過は、おおむねおっしゃられたように非常に複雑な要素を持つておりますが、本人の意思がなかった場合、書きかえるという意思がなかった場合、あるいはもしくは何らかの誤りでそういう記載になっておるといふ場合が絶無であったとは思いませんので、すでに誤りがある場合には法務省にそれを経何していらつしやい。そうすればこれを検討するということになつてやつてきたわけでごさいます。それが先ほど申し上げましたように七千四百七十六名の申し立てがあったのに対して、確かに本人はそれを韓国籍をとる意思がなかった。もしくは韓国籍をとるに於いての経緯に過誤があったということをおわられたのほりて古い記録を調べまして、これを許可したケースが現在までに二千三百六十六名ある。こういうふうな申し上げたわけでごさいます。そういう複雑な経過を持つて、一度国民登録証を提示して韓国籍をとつておるといふふうな状況にある方がもう一度朝鮮籍に戻るにつきましては、慎重に過去の記録を調べ検討し

なければならぬ点がある。遺憾ながら、市町村の現場の窓口——第一線におきましてはその資料がないのでございまして、これを市町村限りで決定することは不可能である。だから、資料のそろつておる法務省のほうに聞いてください。これを各市町村に申しておいた。変更は現在までも認めておるわけでごさいますから、先生のおっしゃいましたように、韓国籍から朝鮮籍への変更はど

理由のあるものにつきます。法務省に経何していらつしやるものについては、これを検討して許可してある、こういうことでごさいます。

○矢山有作君 あなた、いままで政府がやつてきたことを取りつくるわけなければならぬので、あなた自身腹の中は考えてみればおかしなやり方だと思ひながら答弁しているんだらうと思ひますが、たとえ朝鮮戦争前後に朝鮮籍から韓国籍へ書きかえをやつたとき、われわれはこういう話を聞いておるわけですね。朝鮮戦争が始まった、日本は朝鮮戦争のアメリカの前進基地になつた。そういう状況の中で、韓国籍に早くかえぬと強制退去になるんだというふうなことを言つて、そしてどなたか、たとえは民団の幹部の方なら民団の幹部の方が、在日朝鮮人の何か登録証明書を集めて持つていつて、駐日代表部で国民登録証をもらつて、韓国籍への登録をしたのだ、こういうふうなこともまああったように聞いております。それから、あるいは親族が病気で死にそうだと、見舞いに行きたい。ところが朝鮮籍のままじゃ行かしてくれない、韓国籍に書きかえなければ行かしてやる。しかたがない韓国籍に書きかえて行かしてやる。こういういろいろの事情があるわけですよ。たとえは前者の場合に、法務省では国民登録証をもって韓国籍へ書きかえたという事実がはっきりしているとしても、その前段のところでは本人の意思はなかった。明らかに意思はないのに強制退去だというふうなことでおどされてやつたとか、あるいは何も内実を説明されぬまま外国人登録証を預けちゃつて、そしてもらつてみたら、

みんな韓国籍になつていた。こういうふうないろいろの場合があるのです。そういうところを調べられるのですか、法務省は。そこは調べられないでしょう。

○政府委員(吉田健三君) 私のほうにありますが記録によりまして、本人が朝鮮籍であつたものが、韓国籍を申請してやつたときの経緯を一応書いてございまして、また経伺してくるときには、どういふ事由で、自分は現在韓国籍になつてゐるのだから、それが間違ひであつた、あるいはあれを申請したときに、本人の意思がなかつたということ、を説明できるような資料を添えて経伺してもらえば、私のほうは認めておるわけでございまして、ただし、その中で法律的にそのままでは許可し得ないものもあるということは御了承いただきたいと思ひます。

○矢山有作君 それもつとらしい話なんです。それはなるほど自分が韓国籍に登録したことが誤りであつたという理由をまあ言つて、書きかえの訂正を求めたのでしようが、そのときに理由を証明できなかつたか、在日朝鮮人が、おそらく理由を証明しろということになると、たとえ強制退去になるぞといつておどされたから、おれは何もわからぬから、しかたがないから預けちやつて書きかえをやつた。こういった場合にそれを証明する手段があるのですか。在日朝鮮人がそれを証明する手段がありますか。たとえば、そういうおどして外国人登録証を預かつて、そして書きかえをやつた人が、私はあなたをおどして、あるいはだまして登録証の書きかえをやつたことを証明いたしますというよりな証明書を書いてくれませんか。そうすると、私はだまされて登録したとか、あるいはおどされて登録したとか、いろいろな理由で私は韓国籍への書きかえをおどされてやつたとか、あるいはだまされて韓国籍への書きかえをやつたとか、いろいろ言つていつても、その理由を証明しなければならぬと言われた場合には、もろどりにもならないのじやないですか。それで、しかもあなたのほうでは、国民登録証を持つてき

て、これは韓国籍に変わつてゐるのだ、それだからこれはだめなんだと、こうおっしゃる。その前段の韓国の国民登録証を持つて、そして訂正をしにいくに至つたその間の過程というのは法務省でもわからぬわけでしょう。そうして、これは言つてみるだけの話であつて、私は在日朝鮮人というのには全く自分がだまされておつた、あるいは自分の不本意であつた、あるいは自分が知らないという理由で韓国籍になつたものを、自分の自発的を意思によつてもとに戻そう、朝鮮籍へ戻そうとしても、その機会が事実上は奪われているのじやないですか。ことばで言へばいかにもあるように見える機会が、日本政府がその点の事情を十分しんじやくして、あなたがいちいち書きかえに応募するようにすることは思ひます。しかし、実際にやつてみるとできない、こういうことになるのじやないですか、どうなんですか。

○政府委員(吉田健三君) 本人が心の中で何を思つていたか、あるいは本人の動機が何であつたかといふことを推測するといふことは、これはきつめて困難なことではございますが、ただ、登録といふ一つの事実行為が行なわれ、それに法律的効果が発生してゐるわけではございますが、ある証明書類を持つて、それを出した行為が現にあると、それが間違ひであつたといふことは、いまおっしゃいますように、強迫を受けたか、あるいは錯誤におちいつていたか、何かの理由があるといふことをできるだけ本人が証明していただかないと、本人がたびたびあらわれて、実はあのときは自分はこういう気持ちであつた、あるいは明年になつたらこういう気持ちであつたといふふうに、第三者の判断のできなない本人の心情だけをそのつど取り上げておきますと、客観性を持つ法秩序の維持は非常に困難になるということになるかと思ひます。

○矢山有作君 だから、一般論としては私はそのとおりに思ひます。おっしゃるとおりだと思ひます。ただ問題は、在日朝鮮人といふものの歴史の経緯といふものを考えたときに、いわ

ゆるそりいうような法理論だけで、一般論だけで割り切れないものがあるんじゃないかと。特に在日朝鮮人といふものが、みずからの意思で日本へやつてきて日本に住んでゐるというよりも、むしろ戦前の日本の植民政策によつて食えなくなつて、やむを得ず日本に行けば食えるんだといふようなことで出てきたとか、あるいは強制連行されたとか、いろいろな歴史的な経緯はあなた

のほうがよく御存じだと思ひます。そういうような歴史的な背景を持つておる在日朝鮮人の場合に、外国人登録には、あなたがいまおっしゃつたようなことを一般論だけで片づけられるものかどうか、この点が私は問題だと思ひます。しかも政府の扱いのこれまでの、一九四七年以後の経過を見たときに、特に私はそういう気がするわけですよ。だから、この問題についてはそういう

たよりの歴史的な背景といふものを踏まえながら私はものを考えなければいけないんじゃないかと、この感じが強くするわけです。特に一九六〇年の段階になつて、そのときまでは韓国であろうと朝鮮であろうと、これは国籍じやないんだ、符号だといふ言ひ方をしておつたのが、突如として一方が国籍になり一方が符号になつたわけでしょう。これは

と、こう言うわけですよ。ですから、あまり型どりの法理論にとらわれなくて、そこところは私は処理すべきじやないかと。私はむしろそういう法理論にとらわれてあなたがおんなことをおっしゃつてゐるんじゃないと思ひます。むしろ、その間のいきさつは私よりも法務省の方々のほうがよくよく知つておられる。ところがそれがやれないといふのは、やはりいまの日本の外交関係にあるんじゃないですか。韓国との関係、あるいは朝鮮民主主義人民共和国を承認してないといふような関係、そういうところにあると思ひます

ね。そうすると、国と国との関係でもつて、きつめて深刻な歴史的な背景を持つた在日朝鮮人の扱いを一律に切り切つてしまふ、いわゆる国の政策の犠牲にしてしまふといふことは、私はこれは許されぬのじやないかと、そういうふうに感ずるわけですよ。その点で法務大臣、どうお考えになりますか。あなたの御見解も私はたびたび会議等で承知しておりますけれども、その四角四面な理屈だけでは私は通らぬ段階に来たんじゃないかと、気がするわけですよ。しかも、御承知のように、自治体のほうがいま国と積極的に争つて、この問題で、何といふのですか、国と決着をつけようという時期でしょう。ですから私はあまりゆるがせにできぬ問題だと思ひます。もう少しあなたのほうの前向きの答弁があつてしかるべきだと思ひます。

○國務大臣(小林武治君) これはもう長い間いろいろ国会の場で論議をされておられますが、そしていま矢山委員のおっしゃるような経過をたどつてきておる、こういうことであります。政府の取り扱ひとしては、やはり基準あるいは処理方針といふものができなければ扱ひようがないと、こういう事態になる。多少無理があつても、いまのような統一見解が政府としては出た、そうするとそれによつて事務を処理したい、こういうこととでありまして、外国人登録などという問題は、これは一般の外交問題等と同じく、市町村がそれぞれの見識によつておやりになることになると、

この問題が私どもは全国的に画一的に処理されるべき性質のものである、こういう点からいたしまして、自由な見解によって国の見解と異なる処理をすることも困るといふことは私は当然じゃないかと。これがあるいは地方自治体の選択に関する自治権の侵害などということを言うておられますが、これは自治の範囲に属しない問題だと、したがって、私はこれは自治権の侵害などには当たらないと。政府の統一方針のきめ方についてのいろいろな批判があります。いま矢山さんもおっしゃったのでありますが、きめ方についてはどうも無理をしておるとか、あるいは合理的でない、こういうことが言われておられますが、そういう批判もあるでしょう。しかし、いま申すように、ある行政事項をきめる際にはやはり一つの処理方針というものもきめざるを得ないと、きめられた以上はそれによつて処理するのだと、そういうことでなければ行政の混乱というものは免れないということになるのであります。私もある席で申したのであります。あなたがたのおっしゃったようないろいろの疑問、いろいろの私どもが適当であるかないかというようなことは、私が法務大臣になつてから事務当局に詳しくこれは説明を聞いて、

（委員長退席、理事八田一朗君着席）
そしてあなたと同じような意見を持ったこともあつたし、批判もしたことがあります。きめられた方針はやっぱり行政の混乱を防ぐ道はない、こういうことで、きめられた方針によつて私はやつておるといふことではございまして、この問題については私はあくまでも、地方団体のかつてなと申してはどうかと思ひますが、自分の判断でおればこう思ひ、こういうやり方は困る、すなわち国できめられた方針によつてやつていただきたい、こういうことで進んでおるのであります。それがもし破れると、こういうことになれば全国的に混乱を来たさざるを得ないと、こういうことになるのであります。国籍に関する問題、あるいは在日朝鮮人に關するいろいろなきさつというものはわれわれにもわかる、しかし、いまはとにかくきめ

た処理方針による以外にない、こういうふうにご考へておられます。

○矢山有作君　いまの法務大臣のお話を伺つておられますと、政府のことは主張されておられぬと思ひます。正しかつたといふことは主張されておられぬと思ひます。やはりいろいろ無理があつたといふことも認められておるようであり、それから、これまでもたびたびの会議録等を拝見して見ても、大臣自身はこれまでの在日朝鮮人の国籍問題の処理には無理があつたといふことは十分認識して答弁せられておると思ひます。ところがその次に出てくるのは、その無理を承知しておるのに、いわゆる行政の処理の方針としてこれをどういふ方針できめたい以上は、それがもうそのとおりやつていく以外にはしなかつたのだ、こういう言い方をなさるわけですか。私はここに本末転倒があるんじゃないかと思ひます。行政の処理というものは、やはり人間の存在を前提にして行政といふものがあるわけでしょう。そうすると、行政の処理の方針も、人間の存在にかかわる問題、人権にかかわる問題を無視して私にはやるべきではないと思ひます。しかも、行政処理方針に無理があつたといふことを承知しておられるならば、事、重大な人権にかかわる問題であるならば、その無理を是正していくといふのがこれほんとうの行政のあり方ではないでしょうか。私はそういうふうにご考へるのです。それでないといふならば政府を信頼しなくならずすね。政府が一つきめられた方針のためには、どんなに人権を無視しようと、どんなに人間の存在を否定するようになるかと、それを貫かずにやられぬのだといふこの考え方ではないかと思ひます。政治があつて人間がないといふ考え方はないかと思ひます。これは小林法務大臣、私は、あなたほどのものわりのい苦勞人がなぜこのくらのことを改める勇氣をお持ちにならぬかと思ひます。これはぜひそうやつていただきたいのですがね。

○國務大臣（小林武治君）　これはもう御案内のうちに、日本の国内処理が先に立つた問題じゃないか。問題は分裂国家なるがためにこういう問題が起きておる。外から出てきておる問題じゃないか。日本政府のやり方が原因しておると、こういうことでありませんか。これは御承知のとおりであります。したがって、いま矢山委員は、ある時期前においてはなぜか百三十七件しかやらないんだと、こういうことになれば、一応政府の処理方針によつてやつてきたが、この問題に対する圧力とは私は申しませんが、その要望の熾烈さといふものが前とあとでは非常に違つた。前でもそういう希望はもう出ておつたことは御承知のとおり。しかし、それを厳格に審査したと申します。国内における、それはもうさかほんとうか私にはわかりませんが、朝鮮総連と居留民団とのいろいろのいきさつがあつたようにも聞いておりますが、それは私はよく知りません。そういうことのために、これらのまた書きかえの要望が出たのが、ほとんど日本といういわゆる革新の自治体の長とこのころに出でてきておると、こういうことにも私は何かを示しておるよりに思ひます。ほんとうに人道的の立場とか、いまおっしゃるような話でいくなら、どこの役場にもそれは出てしかるべきだ。それは多少保守党の市長さんのところにも出ておるが、これは少ない。そして、ほとんどこれを取り扱つておるのは革新市長、町村長だけだ、こういうところのうしろに何が意味されておるかといふことについても私はわかりませんが、どういふことだろうといふことを考えなければならぬといふのであります。このことは、やはり何かその背後の勢力争いと申しますが、民間とかあるいは総連の間に何かあるんではないかとまあ想像もされると、こういうふうなことを私は念のため申し上げておきます。それから、まあこれを支持、あるいは応援されておる、あるいは社会党かどこか知りませんが、応援されておるところも、ただ国籍の選択は自由だと、こういうふう

うな議論を非常に掲げておられて、これはむしろ人権宣言にもそういうことを書いておられますが、国籍というものはそれぞれの国の国籍法によつて規定されておるので、自由では必ずしもないといふふうな思ひ方でありまして、私がアメリカ人になりたいたいと言つても、これはなかなか選択の自由はないことは御承知のとおりでありまして、そういうふうな、世界的に申せばいまのようなことが望ましいことだ、国籍は選択が望ましいことだといふ宣言はあるが、それじゃ各国の国内法でこれを認めておるかといふと、さういふわけではないといふことで、その点も少しごちやにされておるよりに思ひ方でありまして、どこの国でも、それはあなたのおっしゃるよりに、北鮮にも国籍法がある、韓国にも国籍法がある、こういうふうなことになるておられて、その国籍法の拘束を受けるというところは当然であるのであります。いまお話しになりましたが、たとえ日本人もかつてに国籍離脱するわけにまいりません。二重国籍とかあるいは無国籍といふことを防ぐと、こういうことも一つの世界的の定めであるのであります。国籍の選択は本人にまかされておると、こういう単純な議論でこの問題だけに取組まれることもどうかと思ひます。私は、いま申したよりに、いろいろ私も検討いたしました。が、いまの段階においては、きめ方あるいは経過においていろいろの点があつたが、いまはあれでいく以外にないといふふうにご考へておるからこの処理方針に従うと、したがって、いい方法があればまた考へるべきである。私もいろいろこの問題について考へたが、いまの段階ではあつたことではありまして、

○矢山有作君　いろいろおっしゃつたので、まあ一々それに対応して申し上げることがあるいはできぬかとも思ひますが、まず一つは、今度の国籍書きかえ問題が革新系の市長のところを中心にして起つておるといふ、こういう認識のしかた、そしてまた民団とあるいは総連との問題と

いうとらえ方、これは少し不穏当じやありませんか。というのは、なるほど革新自治体の革新市長のところが多いという事は事実です。しかし、これは保守系のほうの市長のところにもこの問題は起こっているという事はあなた自身が先刻御承知でしょう。しかも、もう一つの問題点は、国が、いま法務省が非常に強力な指導をやっておりますね。私、この指導には問題があると思っております。私、この指導をやっている。その強力な指導の中で、自治体が正しいと思っても、それをね返してやるというふうな形にはいまの自治体と国との関係を見たら、そういう形じやない。そういう関係にはないでしょう。なるほど地方自治法があつて、いわゆる地方自治の本旨云々ということが言われている。地方自治の自主性ということが言われている。しかしながら、それは口では言われておるし、法の体系の中でもそういうふうになつてゐる。私はそれは否定しません。しかしながら、現実の動きは、その法の体系なりあるいは法の趣旨が自治体と国との関係において生かされるというこのことがなされてないという事は、これもあなたが行政府の長として御存じのはずです。いまの自治体は国に比べてきわめて力が弱い。その国の言うことに、間違ひだと言つて積極的に自分の正しい主張を通そうとする自治体はきわめて少ないわけです。そういう中において、正しいものは正しいと主張することが自治体の本旨を生かす立場であるという事を十分に自覚をしてゐる市長が、この国籍書きかえ問題について、いまのき然たる態度をとつてゐるわけです。その市長の中にたまたま革新系の市長が多かつたという事でしよう。そういうふうな考へていたのだくならば、あなたがいまの説明のしかたというのは少し不穏当じやないかと私は思います。そういう不穏当の発言というのは、やはりこういふまじめな議論をやつてゐる場ではなさらぬほうがよろうと私は思ひわけです。

それからもう一つは、この外国人登録法を適用する上において、分裂国家云々のことをどうして日本政府は気にしなければならぬのですか。私は何もそんなことは気にする必要はない。しかも、在日朝鮮人の歴史を経過、さらに在日朝鮮人の外国人登録に對してつてきた日本政府の今日までの処置、それを考へてみたならば、この際こそ在日朝鮮人がほんとうに国籍の問題について認識を深め、自分のみずからの意思で国籍を選択しようとしてゐる時期に來てゐると思ふ。これまでの日本政府の行政指導の中では、日本政府のあり方の中で、在日朝鮮人みずからがみずからの自発的な意思によつて国籍を選択するという私は自由を与えられてなかつたと思ふのです。今日までの経過を考へるときに、それは口では、そんなことは在日朝鮮人の自由であつたはずだとおつしやる。しかしながら、在日朝鮮人の中で、いろいろ在日朝鮮人に対していろいろな働きかけの実態から見ると、真に自由に国籍の選択が在日朝鮮人に行なわれ得たという環境にはなかつた。それが今日その国籍の問題について深く認識をし、みずからの意思で選擇しようとしてゐるわけです。また、在日朝鮮人がそういうふうな調子で来たというものは、一つには日本政府が、先ほど言つたように、朝鮮であるやうな韓国であるやうな国籍じやない、符号だ、こういう言い方をしてきた、そこにも私は責任の一端はあると思ふ。そういうやうな在日朝鮮人というものの歴史的背景、あるいはその国籍問題についてつてきた日本政府の指導方針のあり方、これらから考へたときに、私は、問題はそこにあるであつて、何も分裂国家云々をこの国籍、外国人登録について持ち出す必要はないと思ふ。そういうことを言うからこそ語るに落ちるはいられてゐるのじやないかということになるわけです。この問題だつて、いままでの在日朝鮮人に対する外国人登録のあり方に対してはあなた自身が無理があつたと認めておられるんですから、あなたはその無理をこの際正すという点に立ち返らなさいだめだと思ふんです。そういう反省がなしに、裏に民団と総連の何かあるだとか、革新首長のところではそれが起こつてゐるから背景をどうとか、そんな議論はこれは少し慎まないと、あなた大臣にも似合はぬことを言ひますね。どうなんですか。

か、革新首長のところではそれが起こつてゐるから背景をどうとか、そんな議論はこれは少し慎まないと、あなた大臣にも似合はぬことを言ひますね。どうなんですか。

○國務大臣(小林武治君) これは私はそういう事実があるということを示し上げて、いけなけれどこれは、それはそれでしかと、これらの問題はこれ外にありません。しかしして、これらの問題はこれ外にありません。いろいろな議論をしてもいたしかたありませんが、私はあなたのおつしやることもよくわかる。したがつて、そういう御意見も十分ひとつしんじやくしてまいりたいと、こういうふうにし上げておきます。

○矢山有作君 それからもう一つは、私どもは抽象論を言つてゐるんじゃないんです。これは外国人登録法でそのまゝこれをすなおに適用していったら、そのことと言つた在日朝鮮人というものの歴史的背景、日本政府のこの国籍の扱いに對するつてきた方針、これらを考へたら、抽象論でなくて、具体的に私は処理できる問題である。であるから、この段階で私は謙虚に在日朝鮮人の要望を聞いて、それに従つて私ほどしどしど訂正を認めていったらいいと思ふんです。それが私はほんとうの日本政府の態度ではないかと思つております。何とか、大臣、前向きにお考えになる気持ちはありませんか。わかるわかとつてゐるだけで直さぬというのじや話になりませんよ。

○國務大臣(小林武治君) いま申し上げたように、あなたのお話も十分ひとつ拝聴して、またいろいろの考へる参考にいいたしたいと思います。こういうふうにし上げておきます。

○矢山有作君 考へる参考ということでもよく逃げられたんですが、私は考へる参考ということでお逃げられたんでは、この重大な問題に当面しておる在日朝鮮人の問題の私は解決にはならぬと思ふんですがね。

それじゃ、もう一つ伺ひます。私は、日本政府が、韓国籍ならこれはまあいいと、どうも朝鮮籍

ならなかなかに認められないと、こういうことでずつと長いことやつてこられたと思ふんですが、これは何か法律上の明文があるんですか、根拠が。

○政府委員(吉田健三君) 外国人登録法は、国籍欄というところに記載する非常に技術的なものでございまして、国籍欄に国籍を記載するということになつておるわけでございます。そこで、朝鮮というのは符号でございまして、韓国という国民登録証をもつて、あるいは旅券を提示して国籍というものを記載するという申請があれば、当然これを記載すべきたてまえになつておるわけでございます。そこで、国籍として記載してあるところから国籍でないものに、符号に変わつていくという事であれば、外国人登録法のたてまえからいいますと、なるべくあそこ国籍を記載してもらわなければならぬということになつておるといふ技術的な点を御了解いたされたかと思ひます。

○矢山有作君 話がおかしくなつてきた。それはね、外国人登録法——旅券に基づいて国籍欄に記載するのだということはおかしくなつてきた。しかし、韓国は国籍だと、で、国籍といつて一たん記載したんだからと、こうおつしやるんです。ところが、一九六〇年の統一見解の出る前までの扱いは、これは韓国は国籍じやなかつたわけでしょう。符号として扱つていたわけでしょう。それ、しかも、あなたの方のこれまでの言ひ分によると、私はこう思つてゐるんです。その朝鮮から韓国籍へ切りかえたのは韓国の駐日代表部あたりの国民登録証かなんかでやられたわけでしょう。これは六〇年以前にやられたわけですね。国民登録証によつて外国人登録はやるということなんです。その場合に、国民登録証をもつて登録をした韓国という籍すらこれはあなたに符号だとおつしやつていたのですね。符号としておつたのです。なぜこれが急に符号でなくなつたのですか。急に一夜にして韓国は国籍にして朝鮮が符号になつちやつたのですか。

○政府委員(吉田健三君) これは統一見解に示さ

れておられますように、その後韓国と日本とが国交を回復し、国家としての国交関係ができた以上、韓国という国籍に対して法律的效果がそこに発生しておるといふことでありますから、これはその時点においては韓国というの国籍と認めるといふことに相なつたわけでございます。

○矢山有作君　そうすると、その日韓条約が締結した以後日韓の正常な国交が回復したから、その点で日本は韓国をいわゆる承認したと、そこで韓国というものを国籍と認めたと、こうおっしゃるのですね。そうおっしゃるのですね。そうおっしゃるのですね。

○政府委員(吉田健三君)　韓国の国家としての承認という問題は、もっと以前にさかのぼって国連の決議あるいはその他の問題がございますので微妙な点でございますが、日本との国交回復はその時点において行なわれておる、こういうことでございます。

○矢山有作君　国交回復があったからそれを国籍と認めたと、こういふわけですね。ところがね、私はこのところがしるうとですから率直にお伺いするのですがね、韓国は現実の問題として南半分しか支配していませんね。北半分にはこれは朝鮮民主主義人民共和国が客観的な事実として存在する、これは。これもないとはいっていないわけですね、ただ国交が回復されておるかされておらぬかというよりなことであつて。そうですね。

○政府委員(吉田健三君)　国連決議におきましても韓国は国家として認めておりますが、北鮮は国家としてはまだ認められておりません。事実団体としての政権があるところにあるといふことは事実でございますが、したがって法的には国家としての存在にはなつておらないわけでございます。

○矢山有作君　そうすると、なるほど事実国家としての存在になつていないにしても、事実上一つの政権があるところにあるといふ客観的なものは認められるわけですね。私はこのことこ

ろでちよつとわからぬのでお伺いしたいのですが、国籍というの、最初の議論に戻りますが、一つは国のほうの側、一つは国民のほうの側の問題になると思つたのです。そこで、なるほど国家としては認めておらない、それは法律上はそうおっしゃるのではありませんか、客観的な事実としてあそこには何か政権が存在しているといふことは認めておると思つたのです、いまの御答弁。そうすると、客観的な事実として存在している政権、それが、自分の国の在日朝鮮人は自分の国の公民だと認めておるわけですね。公民だと認めておるわけですね。それから在日朝鮮人のほうも朝鮮籍への登録を求めるといふことになると、それはそれを認めておるわけですね。両者これは一致しておるわけですね。そうすれば、私はこれは国籍欄に朝鮮と書いてくれと言えば当然朝鮮とやつてやるのが普通筋じゃないかと思つたのですが、どうもそこが、あなたが、国家としての国交回復だなんだといふものが入つてきて、そうして、そういふような問題がこんがらがるといふのがどうも私わからぬのですよ。ことさらこの問題をこんがらがすために、さういふ精緻な法律論を展開されているような気がしてしょうがないのです。

○國務大臣(小林武治君)　これは非常に初めから世界にも異例のような特殊事情があつたことはあなたも御承知のとおりで、戦争に日本が負けて、とにかく、いままで日本人だつた、日本におつた在日の朝鮮人が、もう何でもとにかく日本の関係においてこれは外国人だ、日本人じゃないと、こういうことになつたことはこれはもうあなたもお認めになる。日本人じゃない。それじゃどういふ外国人だといふことはこれはなかなかむずかしい問題であつたが、それを全部朝鮮と表示したと、最初ですね。朝鮮と表示して、それからまあ役所がへ理屈を言つたといふかもわかりませんが、役所のほうが韓国に直しなさいといふ強要をしたことはいない、さういふことになつております。すなわち、とにかく日本人ではない、外国人

だと、最初。最初は大だ外国人だと、さういふことになつたことは、これはまあ矢山君もおわかりのとおりだと思つた。それから、国連その他で韓国という国ができて、そしてそれぞれの方が、韓国とお直しになつた方が、これは自発的かどうかわかりませんが、お直しになつた。それから日本は韓国というものが国籍だと。しかし、もともと朝鮮に一切の方が、朝鮮という、とにかく符号か用語が知りませんが、それになつた。その中の何がしかの方が韓国に直ししたと。そうすると、韓国に直ししたといふことになり、これは韓国籍を取つたと、さういふことになると、日本の政府としては、籍を取つた以上は韓国の同意がなければこれは国籍の離脱ができない、さういふことになると。これは一つの理屈で、いまはその理屈によつてやつておる。しかし、われわれは朝鮮から韓国になりなさいといふことを日本政府は強要したりしたことはない、さういふことになつております。理屈は、いまの自治体の問題も、韓国という国籍がある以上は、韓国の同意がなければそのほかのものには直せぬ。朝鮮に直せぬといふことはわかりやしません。ほかの名前にも直せぬ。さういふことでございます。一応の筋はさういふことになつておると、さういふふうには私もは了解いたしております。

○理事(八田一朗君)　速記、ちよつととめて。
〔速記中止〕
○理事(八田一朗君)　速記を起こしてください。
暫時休憩いたします。
午後零時二十三分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕
十二月八日日本委員会に左の案件を付託された。
〔予備審査のための付託は十一月二十七日〕

一、法務省設置法の一部を改正する法律案
一、外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一、建設省設置法の一部を改正する法律案

一、建設省設置法の一部を改正する法律案